



現内閣ノ外交方針ハ
 東洋ニ均等ヲ求メシ
 重細重シ平和ヲ保持
 スルニ在リ

國家ノ新收経費ハ
 大體ヲ荷ヒ國民ハ
 巨額ノ歳入ヲ負擔
 ス此際國民相互に
 恨念以テ其ノ姓譽ヲ
 傷テリトシテ莫ク
 ハ帝國議會に於テ各
 對テ制スルノ責務ハ
 神聖ナル

天皇陛下ニ對シテ之
 レヲ哲ス



神鞭ト相談ノ結果

日誌部以ヨリ取ルトスレバ

奥山カ人見カ先ニ大東

ヨリ提出セシ野崎ノ外ハ

ナシ寧ロ外ヨリ取リテハ如何

外ヨリ取ルトスレバ

第一何人モ批難ニ得ザルハ

富井政章

本人中モ承知スマジトモ思ハル

レ氏能ク本人ヲ知ル人ノ考

ニテハ話ノ仕様ニテハ承知セ

サルトハアルマジトノ

其次ハ

菊地武夫



牙五十五條

國師大臣一天皇

正輔弼之專責小

任